

阪神高速道路株式会社入札監視委員会(2020年度第4回)審議概要

開催日及び開催場所	2021年3月22日(月) 阪神高速道路株式会社会議室		
委員	石丸鐵太郎(神戸中央法律事務所 弁護士) 古田 均(大阪市立大学 特任教授) 武田 邦宣(大阪大学大学院法学研究科教授)		
審議対象期間	2020年10月1日～2020年12月31日		
抽出案件	5件(総件数34件)		
(内訳)	工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件(総件数0件)
		一般競争(政府調達協定対象外)	1件(総件数9件) (案件①)
		技術提案・交渉方式	1件(総件数1件) (案件②)
		指名競争	0件(総件数0件)
		随意契約	1件(総件数5件) (案件③)
	建設コンサルタント業務等	1件(総件数12件) (案件④)	
	物品等の購入等	1件(総件数7件) (案件⑤)	
委員からの意見・質問、それに対する回答	意見・質問	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見・勧告なし		

意見・質問	回 答
<p><b>【案件①】</b> 「舗装補修大規模修繕工事（2020-3-環）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ある社の「施工及び品質管理に関する技術所見」が他に比べて大変低い。他と何が違ったのか。</li> <li>・今回抽出されていないが、資料によると同じような工事がでており、同時に公告を行っているようだが同じ社が落札することは可能か。</li> <li>・この工事については似たような工事を分割して発注を行っている。一方、別件では包括で行っている。どのように使い分けているのか。</li> </ul> <p><b>【案件②】</b> 「湊町・難波地区鋼製基礎大規模更新工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に意見なし</li> </ul> <p><b>【案件③】</b> 「上部耐震補強工事（2020-1-神・西宮）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・添付されている「随意契約理由書」では、これまでの随意契約理由書と比べて、表現が簡略化されすぎていないか？</li> <li>・不落随契と価格交渉の違いは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案された内容が確実性に欠けており、実施できるのか保証ができないものであったためです。</li> <li>・可能です。ただし条件に、「配置予定技術者については案件ごとに別の人間の登録が必要である」などがあり、その内容を満たす必要がございます。</li> <li>・今回の舗装補修工事（RN 工事）のようなものは、短期間に対象となる工事量が多い場合は、決められた期間に1者では対応することが難しくなっておりまいます。したがって、過去の工事实績を参考に、一定数量になるよう工区わけを行っております。</li> </ul> <p>他方、今回の上部耐震補強工事はエリアが広くとも、工事個所が点在しており、段階に施工することが可能なため包括して発注しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の同様な事案の際にも、この表現にて公表していますが、今後はいただいたご意見を参考にさせていただき、第三者からも納得してもらえる表現を検討します。</li> <li>・不落随契は、弊社の制限価格内での契約を求めるものでございます。価格交渉の場合は、弊社の規定範囲内で制限価格を超えても、それが妥当と認められれば契約ができるものとなっております。</li> </ul>

・価格交渉者は、自社のみが交渉者であることは分かっているのか。

**【案件④】**

「淀川左岸線延伸部 堤体安定性検討業務」

・特に意見なし

**【案件⑤】**

「CSRマネジメント推進支援業務（2020年度）」

・評価の点数差がもっと近い場合、ある項目が優れている方が落札するような事はないのか。

・分かっております。

・総合点数により評価しますので、点数の差が少しであったとしても高い方が特定されます。

以 上